

公益財団法人愛知県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第4条第6号の規定に基づき、本県の体育スポーツの向上発展に功績のあった個人、チーム等の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、会長が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

1 スポーツ功労賞

(1) 特別功労賞

- ア 協会の会長又は理事長であった者
- イ 協会の役員として会の発展に寄与した者
- ウ 多年にわたり協会加盟団体の代表者として、スポーツの振興に寄与した者

(2) 功労賞

- ア 多年にわたりスポーツの振興に功績があった者
- イ 協会の発展に功績があった者

2 スポーツ栄光賞

(1) 特別優秀選手賞

オリンピック、パラリンピックにおいて入賞した者、世界選手権において優勝した者及び公認の世界記録を樹立した者

(2) 特別優秀指導者賞

多年にわたり選手育成に功績があった者

(3) 優秀選手・監督賞

- ア オリンピック、パラリンピックに出場した者
- イ 国際競技大会において優秀な成績を挙げた者
- ウ 公認の日本記録を樹立した者
- エ 国民体育大会において優勝した者
- オ 全国高等学校総合体育大会において優勝した者
- カ 全国中学校体育大会において優勝した者
- キ 日本選手権大会及びこれに準ずる大会において優勝した者

(表彰)

第3条 表彰は、表彰楯を授与する。ただし、前条各号に二以上該当する場合は、そのいずれかの一のみ授与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、毎年理事長が別に定める月に行うものとする。

(表彰期間)

第5条 第2条の表彰の基準となる期間は、別に定める期間とする。

(表彰の決定)

第6条 選考は、理事長又は加盟団体長の推薦に基づき、予め総務委員会の審査を経て理事会において表彰該当者を決定するものとする。ただし、急施を要する場合は、理事長において決定し、次回の理事会に報告するものとする。

2 加盟団体の長が前項の推薦をする場合は、別に定める日までに関係書類を理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。ただし、第2条第2号、第4号の各号と同条第1号ウ、第3号イの選手育成の功労者は平成元年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月27日から適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。